

国立大学法人高知大学本給の半減支給細則

平成17年3月23日
規則第472号

最終改正 平成23年3月24日規則第92号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学職員給与規則（以下「職員給与規則」という。）第46条に規定する本給の半減に関し、別に定める場合を除き、この細則の定めるところによる。

(本給の半額を減ずることとなる就業禁止の措置)

第2条 職員給与規則第46条の別に定める就業禁止の措置は、伝染性疾患の患者又は伝染性疾患の病原体の保有者である職員のうち、他の職員に感染するおそれが高いと認める職員についてやむを得ないと学長が認める場合に、就業に就くことを禁止する措置とする。

(勤務しない期間の範囲)

第3条 職員給与規則第46条の勤務しない期間病気休暇（就業禁止の措置を含む。）の算定については、国立大学法人高知大学職員就業規則第49条第2項から第6項まで及び第51条の規定を準用する。

(本給の日割計算)

第4条 月の中途において本給の半額が減ぜられることとなった場合等給与の計算期間中の一部の日につき本給の半額が減ぜられる場合における本給は、当該給与の計算期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割りによって計算する。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、本給の半減に関する取扱いについては、必要に応じ、学長が定める。

附 則

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規則第92号）

この細則は、平成23年4月1日から施行する。